

## 本誓寺門徒の会 会則

### <名称>

第1条 この会は、本誓寺門徒の会という。

### <目的>

第2条 この会は、本誓寺門信徒との親和協力と緊密化に努め、本誓寺の寺院運営が門信徒との信頼関係のもとに行われることを目的とする。

### <事務所>

第3条 この会の事務所は、会長宅に置くことを原則とする。ただし、会長は事務所を他の会員の施設へ委嘱することができる。

### <活動>

第4条 この会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 仙台教務所長と連携し、吉田信氏が住職・代表役員に就任した際、御門徒に約束した事項の実行を求める。
- (2) 代表役員、責任役員、総代に対し門信徒との信頼関係を保つことについて働きかけを行い必要に応じ協議を申し入れる。
- (3) 門徒会通信の発行ならびにホームページ等により、門信徒に対し当会から情報を提供し共有する。
- (4) 同朋新聞の配布を行い、本山からの情報をお知らせする。
- (5) その他目的達成のために必要な活動を行う。

### <会員>

第5条 会員は、趣旨に賛同した本誓寺の門信徒とする。

### <入会>

第6条 会員になろうとする者は、入会の意思を会長に申し出て承認を得るものとする。

### <退会>

第7条 会員は、退会しようとするときは、会長にその意思を伝え、承認を得るものとする。

### <活動経費>

第8条 会員の活動資金は、総会において定められた活動協力金の拠出金ならびに寄付金をもって充てる。

### <役員の種別及び員数>

第9条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名、副会長 3名、幹事 10名程度、会計 1名（兼幹事）、監事 2名、議長 1名（兼幹事）。
- (2) 役員は、総会において選出する。

### <顧問・相談役>

第10条 この会に顧問ならびに相談役を置くことができる。顧問・相談役は必要に応じて役員会に出席し助言を行うことができる。

<職務>

第 11 条

- (1) 会長は、この会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 幹事は会長を補佐し、会の円滑な運営に努める。
- (4) 監事は、会務を監理する。
- (5) 議長は、円滑且つ公平な議事進行を行う。

<任期>

第 12 条 任期は、この会の目的を達成するまでとする。

<会議>

第 13 条

- (1) 本会における会議は役員会ならびに総会とする。役員会には会長、副会長、幹事、監事、顧問、相談役が出席することができる。
- (2) 役員会、総会は会長が隨時招集することができる。
- (3) 総会は原則として会員の過半数（委任状を含む）の出席がなければ成立しない。総会の承認および議決には出席者の過半数を要する。ただし、会則の変更については、総会出席者の 3 分の 2 以上の同意がなければ変更することができない。

<予算決算>

第 14 条 この会の收支予算決算は、監事による監査を経て総会の承認を得なければならぬ。

<会計年度>

第 15 条 この会の会計年度は、各年 1 月 1 日に始まり、12 月末日に終わる。

<解散>

第 16 条 この会は、目的を達成した時点で解散する。

<剰余金の処分>

第 17 条 解散のときに生じた剰余金は、正常化した本誓寺の護持費として寄付する。

附則

- (1) 本会則は、設立総会の日（平成 22 年 12 月 11 日）から施行する。
- (2) 本会則は平成 23 年 11 月 23 日より改正施行する。
- (3) 本会則は平成 29 年 12 月 10 日より改正施行する。
- (4) 本会則は令和 4 年 1 月 23 日より改正施行する。